# 「糸島市こども計画策定ニーズ調査業務」公募型プロポーザル実施要項

#### 1 目的

この実施要項は、糸島市(以下「本市」という。)が「糸島市こども計画策定ニーズ調査業務」を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により、価格のみならず、企画力・技術力・専門性・創造性・実績等の点から最適な業者を選定するため、必要な事項を定めるものである。

## 2 委託業務の名称

糸島市こども計画策定ニーズ調査業務(以下「調査業務」という。)

#### 3 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

## 4 見積金額の限度額

金3,000千円(消費税及び地方消費税の額を含む)

#### 5 支払い要件

調査業務が終了し、履行確認を行った後の請求に基づき、業務委託料の支払いを行う。

#### 6 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- ①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ②会社更生法に基づく更生手続開始の申立てをしていないこと。
- ③民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。
- ④破産法に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- ⑤プロポーザル参加申込書の提出期限から業務受託候補者決定の日までにおいて、本 市から(国及び地方公共団体において)業務などに関し指名停止措置を受けていな いこと。
- ⑥法人税、消費税及び地方消費税、糸島市税に滞納がない者であること。
- ⑦糸島市暴力団排除条例(平成 22 年条例第 200 号)に掲げる暴力団及び暴力団員でない者、また暴力団及び暴力団員に関与していない者であること。
- ⑧調査業務を遂行するために必要とされる知識・技術及び実績を有していること。

# 7 参加申込の手続き

(1) 提出書類

①参加申込書 (様式1)

②誓約書 (様式2)

③会社概要及び過去4年間(R1~4)の調査業務等の実績(様式3)

④使用印鑑届 (様式4)

⑤誓約書(暴力団排除条例関係) (様式5)

⑥添付書類

ア登記事項証明書

※参加申込日から3カ月前までの日以降に発行されたもの。複写でも可。

※本店所在地の法務局が発行した登記事項証明書(全部事項証明書の「履歴事項証明書) 明書」)

イ 財務諸表類の写し

※直近2年分の「貸借対照表」、「損益計算書」

ウ 糸島市税の滞納がないことの証明書

※参加申込日から3カ月前までの日以降に発行されたもの。複写でも可。

※本市で課税がない業者は不要

エ 法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書 ※参加申込日から3カ月前までの日以降に発行されたもの。複写でも可。

オ 会社概要が分かるパンフレット等

(2) 提出部数

各1部

(3)参加申込関係書類の配布 本市ホームページより取得のこと。

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 提出期限

令和5年10月23日(月)17時15分 必着

※受付時間:8時30分から17時15分まで

※郵送で提出する場合は、配達証明等送付を証明できる手段にて送付すること。

(6)参加資格の審査

参加資格の審査結果は、令和5年11月1日(水)までに、電子メールで通知する。

(7) 参加辞退

参加申込書の提出後に、プロポーザル参加を辞退する場合は、参加辞退書(様式6) を提出すること。

## 8 質問について

(1)受付期限

令和5年10月12日(木)17時15分

(2) 質問方法と提出先

質問書(様式7)を用いて下記提出先へ電子メールで送付し、速やかに電話連絡を行うこと。電話又は口頭による質問は受け付けない。

(3)回答方法

随時、質問事業者を匿名化した上で、市ホームページ上で公開する。 なお、回答は、令和5年10月18日(水)までに行うこととする。

# 9 企画提案書の提出について

- (1) 提出書類
  - ①企画提案書:10部(A4サイズ縦型左綴じ。両面印刷。ページ番号入り) 応募に際して、「調査業務」についての具体的な企画提案を求める。なお、1部は表紙 に社名を記載し、9部は社名が特定できる表記をしないこと。
  - ②見積書:1部

見積書(任意様式)にて提出

※見積書に、社名を記載して代表者印を押印し、同一の封筒に入れて密封し、封印すること。また、封筒表面に社名及び「糸島市こども計画策定ニーズ調査業務見積書在中」と表示すること。

(2) 提出方法

持参又は郵送

(3) 提出期限

令和5年10月30日(月)17時15分 必着

※受付時間:8時30分から17時15分まで。

※土曜日、日曜日及び祝日法に規定する休日を除く。

※郵送で提出する場合は、配達証明等送付を証明できる手段にて送付すること。

※期限までに提出がない場合は、辞退したものとみなす。

※提出された企画提案書について、提出期間終了後の内容の修正又は変更は認めない。 また、提出書類は返却しない。

#### 10 企画提案書の作成方法について

- (1) 企画提案は、1者につき1案とすること。また、提案する内容は、全て企画提案書に 記述すること(プレゼンテーション時の追加資料の提出は認めない。また、プレゼンテーションのみで提案された内容は、審査対象外とする。)。
- (2) 企画提案書の作成に当たっては、審査項目(別紙)の項目及び内容に沿うこととし、また、専門知識を有しない者にも理解できるように配慮し、図等を用いて簡潔かつ明瞭に記述すること。

## 11 見積書について

- (1) 見積額については、見積書(任意様式)に記載するとともに、金額については、消費 税及び地方消費税を含む金額とすること。なお、印鑑については、使用印鑑届(様式4) で届出されたものを使用すること。
- (2) 4で示す「見積金額の限度額」以下の金額とすること。
- (3)金額の重複記載や誤字又は脱字等がないこと。金額の訂正は不可とし、その他の記載事項を訂正する場合は、該当箇所に届出印で押印すること。
- (4) 見積価格が著しく低額であるなど、契約の履行がなされない恐れがあると本市が認めるとき、又は契約締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって、著しく不適当と認められるときは、調査の上、契約を締結しないことがある。なお、調査に当たっては、調査に必要な資料の提出を求めることがある。

# 12 審査について

業者選定に当たっては、有効参加者数が1者以上あれば、審査を実施できるものと し、各業者による企画提案説明(プレゼンテーション)を実施する。

(1) 実施時期

令和5年11月9日(木) ※会場及び開始時刻については別途連絡する。

(2) 実施方法

各提案業者から提出された企画提案書に基づき、1者あたり15分間を限度に行う。 その後、審査委員からの質疑応答を15分程度行う。

- (3) 備考
  - ①順番は、企画提案書の受付順とする。
  - ②参加者数は、本業務に直接携わる者3人以内とし、統括責任者及び実務担当者は必ず出席すること。
  - ③プレゼンテーションで使用する資料は、提出された企画提案書の内容のみとする。 企画提案書にない提案は認めない。
  - ④プレゼンテーションは非公開とする。
  - ⑤プロジェクター、スクリーンは市が準備するので、必要な場合は事前に申し出ること。
  - ⑥提案者名は伏して行うので、入室者は、社章や名札等は身に着けず、発言の際は、 自社名等を発しないように注意すること。

#### 13 選定について

(1)選定方法

審査項目(別紙)に基づいた審査委員会の採点により、合計得点が最も高い提案業者を受託候補者として選定する。合計得点が最も高い提案業者が2者以上あるときは「創意工夫」の評価得点が高い提案業者を選定する。

(2) 結果通知

選定結果は、令和5年11月中旬までにホームページで公表する。ホームページに掲

載する業者名は、受託候補者のみとし、選定されなかった業者については掲載しない。 また、受託候補者及び選定されなかった業者に対して、選定結果通知書により通知する。 なお、選定結果についての異議は受け付けない。

## 14 契約について

## (1) 契約の締結

- ①本市は、受託候補者と、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約に向けた交渉を行い、委託契約を締結する。
- ②契約時の仕様書の内容は、本プロポーザルに際し示した仕様書の内容に基づく。本業務においては、本プロポーザルに際し示した仕様書の要件を全て満たすことを前提とする。なお、プロポーザルの企画提案において、本プロポーザルに際し示した仕様書に記載のない内容が提案され本市が有益な内容であると認めた場合、契約時に仕様書に追記する場合がある。

## (2) 次順位者との交渉

本市は、受託候補者と委託契約を締結できない事由が発生した場合又は交渉が調わない場合には、審査において次順位以下となった参加者のうち、順位が上位であった者から本業務の委託について交渉を行うものとする。

(3) 契約に要する費用の負担

契約に要する費用は、全て受託業者の負担とする。

## 15 その他留意事項

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合には、失格とする。
- (2) プロポーザルに参加する費用は、全て参加者の負担とする。

## 16 実施スケジュール

内 容	日程
質問受付期限	令和5年10月12日(木)17時15分
質問への回答期限	令和5年10月18日(水)17時15分
参加申込受付期限	令和5年10月23日(月)17時15分
企画提案書の提出期限	令和5年10月30日(月)17時15分
参加資格審査の結果通知	令和5年11月 1日(水)まで
審査(プレゼンテーション)	令和5年11月 9日(木)
受託候補者決定	令和5年11月中旬
受託候補者公表、結果通知	令和5年11月中旬
契約に関する協議	令和5年11月中旬
契約の締結	令和5年11月中旬

# 【問い合わせ先・提出先等】

糸島市 子ども教育部 子ども課 保育園・幼稚園係

(担当:馬郡(まごおり)、當眞(とうま))

住 所:〒819-1192 福岡県糸島市前原西一丁目1番1号

電話番号:092-332-2074 (直通)

電子メールアドレス: kodomo@city.itoshima.lg.jp